



このたびの熊本地震により、犠牲になられた方のご冥福をお祈りするとともに被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

小国町では、4月16日未明、震度5強の地震を観測しました。その後、数日間の度重なる余震に、さぞご心労のことと拝察申し上げます。現在は一刻も早く、小国町の被害の全容を把握し、復旧に向け邁進しているところでございます。

今回の熊本地震は、小国町が経験したことのない地震災害であり、小国町消防団や自主防災組織の方々をはじめ、関係各機関や遠方から物資を運んでくださった関係者の方々、小国町に協力していただいたたくさんの方々への支えがありました。その皆様のおかげで、一歩一歩着実に前進しております。

今後も震災の復旧に向け、目の前にある課題を一つ一つ解決していく所存です。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

小国町長 北里 耕亮

避難されている

皆様へ

地震により長時間避難所や車の中で生活していると、エコノミークラス症候群、感染症(インフルエンザ、ノロウイルスなど)及び食中毒が発生する可能性が高くなります。

避難生活では以下の点に注意しましょう。

○エコノミークラス症候群

長時間、足を動かさずに同じ姿勢でいると、エコノミークラス症候群を起す可能性があります。初期症状として、太ももから下の足が赤くなったり、腫れたり、痛み等が出現することもありますが、足にできた血栓が肺に詰まり、突然の胸痛、呼吸困難、失神等の症状が出現し、大変危険な状態となることがあります。

《予防方法》

- ①ときどき軽い体操やストレッチ運動を行いましょう。
- ②こまめに十分な水分をとりましょう。
- ③アルコールを控え、できれば禁

煙をしましょう。

- ④ゆつたりとした服装をし、ベルトをきつく締めないようにしましょう。
- ⑤かかとの上げ下ろし運動をしたり、ふくらはぎを軽くもんだりしましょう。
- ⑥眠るときは足をあげましょう。

○感染症対策

せきをしている時はマスクをつけましょう。

食事の前やトイレの後には、(水が出ない場合はアルコール等で)手をきれいにしましょう。
はだして砂や土の上を歩かないようにしましょう。

○食中毒対策

調理の際には手洗いをしっかりと行いましょう。水がない場合はウェットティッシュなどを利用しましょう。
生ものは避けて、加熱されたものを食べましょう。

調理したものは早めに食べましょう。食品等については消費(賞味)期限内に食べましょう。
食品は温度が上がらない冷暗所に保管しましょう。

○その他

気分や具合が悪くなった場合は、早めに医師等に相談しましょう。
食物アレルギーのある方は、食事にアレルギー物質が含まれていないか注意しましょう。

また、避難所に避難をされる方は、温かい服装をご着用の上、毛布や敷物、必要な食べ物や飲み物、常備薬などをご持参ください。避難所は共同生活での滞在となりますので、ベットの持ち込みはお控えください。避難をされる方は、自宅の施錠を忘れずに、身の安全を優先しながら、日没前の避難をお願いいたします。

健康に関する相談については、小国町役場福祉課(46-2116)までお気軽にご相談下さい。

お知らせとお詫び

今回の広報おぐくには、お知らせ、行事予定などの情報のみ掲載させていただきました。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いたします。

罹災(りさい)証明について

地震等により家屋が被災し、次の各種被災者支援策を受けようとする方は、罹災証明書が必要になります。

◆申請先 小国町役場総務課
◆申請手順

小国町に申請↓町により調査↓罹災証明書交付↓支援活用

*被害の割合(全壊50%以上・大規模半壊40〜50%・半壊20〜40%)

※半壊以上の認定で左の支援が活用できます。

◆各種被災者支援策

給付・被災者生活再建支援金、義

援金 等

融資・(独)住宅金融支援機構融

資、災害援護資金 等

減免・猶予・税、公共料金 等

現物支給・災害救助法に基づく応

急仮設住宅

※被災状況がわかる写真を必ず添

付してください。

*地震保険の請求にも罹災証明が必要になります。

☎小国町役場総務課

☎46-2111

災害により被害を受けられた方へ町税の減免等の制度があります

固定資産税

災害により固定資産に被害を受けた場合、その損害の程度に応じて減免を受けられる場合があります。

◎家屋の場合

損害の額が住宅の価格の2/10以上である場合、損害の割合に応じてその家屋にかかる固定資産税が減免又は免除されます。

◎土地(農地・宅地等)の場合

災害により利用できなくなった面積が全体の2/10以上である場合、被災した面積の割合に応じてその土地にかかる固定資産税が減免又は免除されます。

個人住民税

災害により自己又はその扶養親族が所有する住宅又は家財に生じた損害額損害保険より補填されるべき額を除くがその住宅又は家財の価格の3/10以上である場合、所得・損害の割合に応じて町県民税が減免又は免除されます。

国民健康保険税

災害により世帯員所有の住宅に生じた損害額(損害保険より補填されるべき額を除く)がその住宅の価

格の2/10以上である場合、損害の割合に応じて国民健康保険税が減免又は免除されます。

※災害減免申請書の提出が必要となります。

☎小国町役場総務課

☎46-21130

熊本地震における小国町災害寄附金の受付について

小国町の熊本地震に係る災害寄附金を募集します。この寄附金は、小国町の災害復旧事業に充てられます。いただいた寄附金は、所得税法に基づく寄附金控除、法人税法に基づく損金として扱われます。

詳しくは小国町役場ホームページもしくは、小国町役場総務課にお問い合わせください。

☎小国町役場総務課

☎46-2111

災害義援金のお知らせ

日本赤十字社では、熊本地震に対する義援金を募集します。

小国町では、社会福祉協議会及び小国町役場福祉課の窓口で申し込みの受付を行っています。義援金の名称及び受付期間は次のとおりです。

■義援金名称

「平成28年熊本地震災害に対する義援金」

■受付期間

6月30日(木)まで

本義援金は、熊本県に設置される災害義援金配分委員会を通じて全額が被災者の皆さまへ配分されます。なお、物品の受付はありませんのでご了承ください。

詳しいことは、社会福祉協議会(☎46-5575)又は小国町役場福祉課(☎46-2116)までお問い合わせください。



小国町年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)のお知らせ

賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28前半の個人消費の下支えに資することを目的として、「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」が支給されます。

この給付金を受給するためには、申請手続きが必要ですが、5月上旬に本給付金の対象者となる可能性のある方に申請書類等を発送し受付を開始(支給は6月中旬以降)します。

①支給対象者

次の1・2のいずれにも該当する人が支給対象者です。
 1、平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)
 2、平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者(平成27年1月1日(基準日)に小国町に住民登録がされている方で、平成27年度の住民税が課税されていない方。ただし、扶養している方が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。)

※基準日(平成27年1月1日)から今

回の給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた方は対象とはなりません。

②給付額

対象者一人につき3万円。(支給は1回限りです。)

〜手続きについて〜

集合申請会場

小国町役場福祉課
 給付金申請コーナー
 申請期間
 5月24日(火)〜6月3日(金)

地区別に申請受付を予定しております。
 年金生活者等支援臨時給付金(高齢者向け)の対象となると思われる方に、申請書等を直接お送りいたしますのでご確認ください。

〈お問い合わせ先〉
 ・制度について
 厚生労働省専用ダイヤル
 ☎0570(037)192
 ・申請方法等について
 問 小国町役場福祉課
 ☎(46)2116

薪ボイラーが活躍

今回の熊本地震に際し、木魂館では、北里ハラン博士の湯を期間限定で無料開放しました。そしてこの温泉を温めているのが、平成27年度に導入された薪ボイラーです。

このボイラーは熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金によって整備されたもので、通常時の温浴サービス提供とともに、災害時においては、平成26年度に導入された太陽光発電システムと連携することにより、施設が停電状態になっても温浴サービスが提供できるよう設計されています。

今回の地震では町内において長期の停電はありませんでしたが、町内外の被災者をはじめボランティアスタッフ等、多くの利用者に入浴サービスの提供をすることができました。



地震が起きた時に備えて

4月14日からの熊本地震により、余震が続いております。

地震が起きた時に備え、災害備蓄品の準備や、避難経路の確認など、さまざまな準備をしておきましょう。

もし、大きな地震が発生したら：

- 1.地震が発生したらすぐにテーブルや机などの下に隠れましょう。倒れてくる家具等の下敷きにならないよう、落下してきたもので怪我をしないよう、揺れが収まるまで、隠れているようにしましょう。
- 2.ガスコンロやストーブ等の火を消し、ガスの元栓を締めましょう。

地震発生の際は、火事などの二次災害も多く、揺れが収まったら火の始末をしましょう。

- 3.地震に関する情報や被害状況を確認しましょう。

テレビ、携帯ラジオ、携帯電話などで、地震の規模や余震などの情報を確認しましょう。また、家族への安否確認を行いましょう。

全国一斉

「人権擁護委員の日」

「人権擁護委員の日」をご存じですか。

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として特設の人権相談所を開設する等、一層の人権尊重思想の啓発に努めることとしております。

小国町には、小国町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。

- 原山 清美 (宮原)
- 宇都宮美知子(上田)
- 石松 英雄 (西里)
- 坂田徹志郎 (黒淵)

※相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください

特設人権相談所

開設のお知らせ

「人権擁護委員の日」にあわせて、特設の人権相談所を開設します。

小国郷の人権擁護委員が対応します。お気軽にご相談ください。

◆日時

6月3日(金)

午前10時～午後3時

◆場所

小国町隣保館

(パソルセンター)

☎小国町隣保館

☎46・5720

相談所



「ふれあい教室」受講生募集

隣保館では、交流や学習を通じて人権を考える「地域交流促進事業ふれあい教室」の受講生を募集します。ご希望の方は、お気軽にお問合せください。

◆パソコン教室

ワードを使つての簡単な処理

◎期日

6月6日～7月1日までの

月・金 全8回

◎時間

午前9時30分～午前11時30分

◎内容

見栄えのいい文書作成・簡単な工作など

◎場所

小国町隣保館 会議室

◎対象

小国町在住のおとなの方

◎定員

10名

◎参加費

500円

◎締切

5月27日(金)午後5時まで

◆はじめての絵がみ

◎期日

6月～9月

主に第1・第3火曜 全8回

◎時間

午後7時00分～午後8時30分

◎内容

絵てがみの作成

◎場所

小国町隣保館 会議室

◎対象

小国町在住のおとなの方

◎定員

10名

◎材料費

500円

(その他必要な場合あり)

◎締切

5月27日(金)午後5時まで

☎小国町隣保館

☎465720



5/16 ~ 6/15
 皇月 水無月

消費生活相談

☎消費者生活相談窓口 ☎ 46-2208

火	5/17・24・31	6/7・14
木	5/19・26	6/2・9

◎場所 小国町役場1階 相談室

◎時間 9:00 ~ 16:00

※訪問販売・悪質な商品販売で契約をしてお困りの方、
 債務問題でお悩みの方は、気軽にご相談ください。
 ※電話相談も受け付けています。

休日在宅医

5/16 ~ 6/15 小国公立病院 ☎ 46-3111

5/22 問 端 内 科 ☎ 32-0102

29 小 野 主 生 医 院 ☎ 32-0039

6/ 5 阿 蘇 温 泉 病 院 ☎ 32-0881

12 市 原 胃 腸 科 外 科 ☎ 34-1211

水道当番店

小野水道工事店 ☎ 46-3190

5/22 日 佐 藤 設 備 ☎ 46-5174

たかの住設 ☎ 46-2731

北里電業水道設備(有) ☎ 42-1009

29 日 大 塚 水 工 ☎ 46-2163

志 屋 水 道 ☎ 46-4625

(有) 伊藤設備 ☎ 46-2231

6/ 5 日 (資) 小国資源開発 ☎ 46-4078

瀬 尾 設 備 ☎ 46-3580

伊 藤 鉄 工 所 ☎ 46-2343

12 日 宮 崎 ポ ン プ 店 ☎ 46-2236

(有) 宇野電器 ☎ 46-2240

税告知板

☎小国町役場 税務課 ☎ 46-2130

今月の町税についてお知らせします。

◎固定資産税 (第1期分)

◎納期限及び口座振替日: 5月25日(水)

税額を通知書でご確認の上、納期限内に納付をお願いします。

元気クラブ

☎地域包括センター ☎ 46-2116

5	19	木	9:30 ~	黒淵公民館
			13:30 ~	杖立温泉会館
20	金		9:30 ~	万成寺公民館
			13:30 ~	旧下城小学校
24	火		13:30 ~	倉原公民館
			9:30 ~	北里3部集会所
25	水		13:30 ~	室原公民館
			9:30 ~	宮原7部集会所
26	木		13:30 ~	西里多目的集会所
			9:30 ~	宮原2部集会所
27	金		13:30 ~	西村公民館
			9:30 ~	塩井川公民館
6	1	水	13:30 ~	悠ゆう館
			9:30 ~	黒淵公民館
2	木		13:30 ~	杖立温泉会館
			9:30 ~	万成寺公民館
3	金		13:30 ~	旧下城小学校
			13:30 ~	倉原公民館
7	火		9:30 ~	北里3部集会所
			13:30 ~	室原公民館
8	水		9:30 ~	宮原7部集会所
			13:30 ~	西里多目的集会所
9	木		9:30 ~	宮原2部集会所
			13:30 ~	西村公民館
10	金		9:30 ~	万成寺公民館
			13:30 ~	旧下城小学校
15	火		9:30 ~	黒淵公民館
			13:30 ~	杖立温泉会館

5 16 月	6 1 水
17 火	3～4か月児及び6～7か月児健診 2 木 場所未定 受付 13:00～13:15 ブックスタート 場所未定 14:00～
18 水 ぽっけの日 ダンボールで作ってあそぼう! カンガルーのぽっけ 11:00～	年金相談 場所未定 10:00～15:00 【予約制 ☎ 096(367)2503】
19 木 1歳6ヶ月児健診 場所未定 受付 13:00～13:15	3 金 特設人権相談 パラソル 10:00～15:00 ぽっけの日 ジャージー牛に会いに行こう (小田 牧場) カンガルーのぽっけ 11:00～
20 金 サークル主催ほっと・カフェ カンガルーのぽっけ 10:30～	4 土
21 土	5 日
22 日	6 月 絵本読み聞かせ カンガルーのぽっけ 11:00～
23 月 リサイクルバザー カンガルーのぽっけ ～27日14時まで	7 火
24 火	8 水
25 水 無料法律相談 場所未定 10:00～15:00	9 木 認知症カフェ 小国調剤薬局横旧院長住宅 13:00～15:00
26 木 認知症カフェ 小国調剤薬局横旧院長住宅 13:00～15:00 なかよしくまさん パラソル 10:00～11:50 (乳幼児親子対象)	10 金
27 金	おもちゃ図書館“ミルク” 11 土 パラソル 9:00～11:30 カンガルー土曜開館日 9:00～15:00
28 土	12 日
29 日 おもちゃ図書館“ミルク” パラソル 9:00～11:30	13 月 行政相談 パラソル 10:00～12:00
30 月	すくすく広場 赤ちゃん:体重、身長測定日 ゲームで仲良くなろう♪ (妊婦さんもお気軽に お越しください) 14 火 カンガルーのぽっけ 10:30～11:30
31 火	15 水

※場所未定分につきましては、後日、おぐにチャンネル及び町内放送にてお知らせします。